

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	運輸労連
方針決定日	2023年1月26日
要求提出日	2023/2/9~13
回答指定日	大手・先行組合:3月中旬、中小組合:中小組合4月第2週 ※いずれも2月下旬に開催予定の期間会議で決定

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	<p>2023年4月からは、中小企業に対する月60時間超の割増賃金率が50%以上となり、2024年4月からは乗務職の時間外労働時間の上限規制が年960時間となる。</p> <p>2023春季生活闘争を通じて、組合員の生活維持・向上を図り、他産業との格差は正に結びつけていくとともに、長時間労働に頼らない賃金制度の確立・改善を図り、国民生活と日本経済を守るために、若者や女性の集まる魅力ある産業を実現していく。</p>
II. 基盤整備	<p>・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化</p> <p>「仕事給」や「時間外労働」など変動給部分にウエイトを置いた賃金制度のままでは、総労働時間の短縮が賃金水準の低下に直結することとなり、引き続き適正運賃・料金収受に向けて取り組みを進めるとともに、総労働時間の短縮により削減された時間外労働手当(残業代)の原資を、「生産性向上分」として基本給など賃金の固定部分に組み込んでいくことが求められていることなどから、ベースアップとともに固定給部分の引き上げに全力で取り組む。</p> <p>・賃金水準闘争を強化していくための取り組み</p> <p>① 労働者の時間短縮に向けた努力に対しては、賃金の引き上げで報いるよう、ベースアップを含めた固定給部分の引き上げを強く求める。 ② 変動給要素の多い賃金体系から、固定給部分に厚くウエイトを置く賃金体系への見直しを図り、賃金制度の改善と充実を進める。 ③ 賃金制度が未整備の組合は、定期昇給要素や基礎給などを備えた賃金制度の確立を図る。 ④ 取引条件の改善に向けた企業における施策について労使での協議を進める。 ⑤ 労働時間がカウントされていない賃金制度の場合には、割増賃金を含む労働時間に応じた賃金が支給されるよう改善を図る。 ⑥ 「6割保障給」の義務化については、引き続き行政へ要請していく。 ⑦ 男女間の賃金格差の是正を図るため、賃金分布などの実態を把握したうえで、問題点を点検して改善に向けた取り組みを進める。人事評価制度についても公平・公正な制度の策定と運用を求める。</p> <p>・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化</p> <p>・集団的労使関係の輪を広げる取り組み</p> <p>組織拡大の推進と合わせ、組織強化を通じた組合員の減少に歯止めをかける取り組みを強化する。 ① 春闘討論集会や諸会議を通じて、統一要求への取り組みを徹底するとともに、産別統一闘争を基本に推進体制を確立する。 ② 地連・都府県連役員が参加する対角線交渉なども実施して、交渉力の強化を図る。</p>
III-1. 賃金要求	
■月例賃金	<p>○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」</p> <p>○「賃金力一уп維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」</p> <p>個別賃金要求は、他産業との格差は正を考慮したものとする。トラック運輸産業の実態を踏まえ、めざすべき賃金水準の設定や具体的な取り組み方法、モデル賃金の「一人前」の定義との関係などについて、他の産別の取り組みを参考にしつつ、議論を重ねていく。</p> <p>平均要求方式としての統一要求基準は、所定内労働時間賃金に、定期昇給(相当)分の1.5%と、賃金改善分(含む、格差は正分・物価上昇分)としての4.0%を加えた5.5%を乗じたものとし、賃上げ要求額は、13,700円を中心。</p> <p>なお、地域実態と隔たりの大きい場合には、地域のベース賃金を算出して要求額を設定されることとする。</p>
○規模間格差のは是正(中小賃上げ要求)	<p>地域実態との隔たりが大きく、地域のベース賃金を基礎として設定する場合の要求額は、ブロック内の直接加盟組合における所定内労働時間賃金の単純平均に、定期昇給(相当)分の1.5%と、賃金改善分(含む、格差は正分・物価上昇分)としての4.0%を加えた5.5%を乗じて算出する。</p>
○雇用形態間格差のは是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	<p>①「同一労働同一賃金ガイドライン」を活用するなど、基本給・一時金・その他の待遇のそれぞれについて、正規労働者との間において当該の待遇の性質および目的に照らして適切と認められるか点検に努め、不合理となる相違が生じないよう取り組む。また、時間給などの賃金引き上げや労働時間短縮など、パート・有期労働者の待遇改善に取り組む。</p> <p>② 福利厚生の充実に向けて、働き方に関係なくすべての労働者に適用するよう取り組みを進め、それぞれの組合で必要に応じた職場環境の改善を会社に求める。</p> <p>③ 派遣労働者など間接雇用者についても、同様の取り組みを進める。</p>
■男女間賃金格差のは是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	<p>男女間の賃金格差のは是正を図るため、賃金分布などの実態を把握したうえで、問題点を点検して改善に向けた取り組みを進める。併せて、人事評価制度についても公平・公正な制度の策定と運用を求める。</p>
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	<p>18歳高卒初任給の参考目標値は連合方針と同額の180,100円とする。</p> <p>企業内最低賃金協定の締結は、さらなる強化を図る必要がある。併せて、特定最低賃金の設定は、人件費に見合った運賃・料金交渉を荷主と行うための材料につながることから、賃金水準の底上げ・労働条件の維持・改善および労働力の確保にも有効となる。また、公正競争の確保や輸送秩序の確立にも極めて重要であり、トラック運輸産業全体の社会的地位の向上のために取り組みを進める。</p>

■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	年間一括は120万円以上(月数では所定内賃金の5ヵ月以上)とし、夏季一時金の場合は60万円以上(同2.5ヵ月以上)。実績額が要求基準を上回っている組合については、他産業水準を勘案した要求額とする。また、実績額が大きく下回る組合においては、実績額と「職種別・年齢階層別年間所得目標額」を基本に「到達目標」を設定し、可能な限り地域で統一要求基準を設定する。
--	--

III-2.「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■長時間労働のは是正	<p>改正改善基準告示が2022年12月に公布(2024年4月に施行)予定。実効ある取り組みを担保するために、公布から施行までの間に労使が改正内容について理解を深めるとともに、行政および事業者団体に対し発荷主・着荷主に周知徹底していくことを求める。さらに、「適用後3年を目途」とされた見直しに向けて、適用状況についての実態把握の検証を改めて行い、長時間労働のは是正、取引慣行、商慣行のは是正に向け、一般消費者を含めすべての関係者と協働しつつ、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会などと省庁横断的な取り組みを進める。</p> <p>②恒常的な時間外労働の削減や、義務化された年5日を超える日数の有給休暇の取得促進、あるいは「完全週休2日制」の導入など職場の実態に基づき労使が協力して総労働時間の短縮を図る。</p>
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	<p>① 働く者すべての安定した雇用確保に取り組む。 ② 定年延長を基本に希望者全員が65歳まで働く労働環境の整備や職域の確保に向け取り組む。 ③ 70歳までの就業機会の確保に向け、具体的な対応について労使協議を行う。</p>
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	<p>○雇用形態間格差のは是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入</p> <p>上記の項目に記入の内容と同じ</p>
■人材育成と教育訓練の充実	
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	<p>① 70歳までの雇用延長を見据えたうえで、すべての組合で65歳までの定年延長に向けて、春闇交渉時を中心に一層の推進に取り組む。 ② 定年延長が困難な場合には、法の趣旨に則り、希望者全員が65歳までの雇用を確保できるよう取り組むこととし、会社と労働協約(協定あるいは覚書などの名称を含む)を締結する。 ③ 60歳以降の賃金制度については、在職老齢年金の受給開始年齢が段階的に引き上げられていることから「無年金期間」が発生しており、65歳までの賃金設計について労使で協議する。</p>
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	<p>企業に義務付けられている法定雇用率(雇用する労働者に占める障がい者の割合)が2021年3月1日から2.3%に引き上げられ、法定雇用率の変更に伴い障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上※に拡張され、これまで雇用を義務付けられていなかった企業はとくに注意する必要がある。なお、法定雇用率を満たしていない場合、「障害者雇用納付金」の徴収対象となる。また、陸上貨物運送事業に現在適用されている20%の除外率制度については、今後は廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている。一方で、2020年4月から施行された障害者雇用促進法に遵守し、週所定労働時間20時間未満の障がい者も法定雇用率の対象に含まれることとなった。</p> <p>障害者雇用促進法の趣旨を踏まえその対応に努めるとともに、連合を通じ厚生労働省など関係各所に対し、障がい者就労施設等に積極的な仕事の発注や物品の購入を行う企業への優遇措置の拡充や認定制度の創設など、必要な施策を求める。</p>
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	<p>○雇用形態間格差のは是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入</p> <p>上記の項目に記入の内容と同じ</p>
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	<p>○雇用形態間格差のは是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入</p> <p>上記の項目に記入の内容と同じ</p>
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進	<p>男女間の賃金格差のは是正を図るために、賃金分布などの実態を把握したうえで、問題点を点検して改善に向けた取り組みを進める。人事評価制度についても公平・公正な制度の策定と運用を求める。</p> <p>女性労働者の雇用安定と拡大を図るために、労働条件の整備や職場環境の改善および法令遵守に向け取り組む。育児・介護休業法では、法に定める基準を上回るよう取り組みを進める。</p> <p>女性活躍推進法の進捗状況について、「女性採用比率」「勤続年数男女差」「労働時間の状況」「女性管理職比率」など、労使で検証を行い、課題分析を踏まえた行動計画の策定を進める。</p>
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	